平成２４年（フ）第８１号
新潟県十日町市馬場戊540番地１
債務者　富井　幸雄
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
新潟県十日町市馬場戊540番地１
債務者　富井　弘樹
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
新潟県長岡市殿町１丁目２番地24
債務者　島田　　隆
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
沖縄県那覇市西１丁目５番８―510号　西沖商マンション
債務者　上江洲朝文
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４２号
沖縄県中頭郡西原町字上原245番地の34
シャトレＩＺＵＭＩＢ―３号
債務者　平良　長正
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５６９号
東京都八王子市元横山町３丁目12番５号メゾン元横202号
債務者　土橋　亨弘
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８８号
東京都八王子市追分町７番14号第３丸武ビル701号
債務者　小坂　彰世
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６４号
栃木県足利市福居町563番地２
債務者　室岡千馬木
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４３号
栃木県足利市本城１丁目1646番地６
債務者　勝沼　直人
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２６６号
横浜市旭区中希望が丘17番地　ビューラー希望ヶ丘Ａ―205号
債務者　本間　信明
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８７号
横浜市港南区港南台２丁目１番８―804号
債務者　佐久間一郎
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２６号
横浜市南区弘明寺町字前田161番地８　ベルコーポ弘明寺106号室
債務者　小川　和彦
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７７号
横浜市南区大橋町３丁目53番地
債務者　渡邉惠美子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５３号
横浜市南区別所３丁目20番12号　サンバレー上大岡Ⅶ103号室
債務者　中島　忠紀
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９号
長崎県諫早市高来町峰466番地１、前住所長崎県諫早市高来町冨地戸396番地２
債務者　吉野可奈子（旧姓氏田）
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月22日午前10時
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１０１４号
横浜市金沢区釜利谷東８丁目７番12号　ベルウッド102
債務者　安田　恵子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部